開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君）　おはようございます。

　　ただいまの出席議員数は12人であります。

　　よって、定足数に達しております。

　　ただいまから平成30年第７回小坂町議会定例会を開会いたします。

　　直ちに本日の会議を開きます。

────────────────────────────────────────────

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君）　日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

　　今期定例会において、12月４日開催の議会運営委員会までに受理した請願と陳情は、お手元に配付の請願、陳情の写しのとおりであり、請願第１号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、陳情第８号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のため国に対し意見書の提出を求める陳情、陳情第９号　「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求める陳情、陳情第10号　看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書、陳情第11号　75歳以上の後期高齢者医療自己負担を２割にしないことを国に求める陳情書、陳情第12号　介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情書は、総務福祉常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、４番、亀田利美君、５番、栗山忠三君を指名いたします。

────────────────────────────────────────────

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

　　委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島　巖君）　おはようございます。

　　議会運営委員会から報告をいたします。

　　本定例会についての議会運営委員会を12月４日開催いたしました。本定例会に係る案件は、条例の制定１件、関係条例の整備に関する条例制定１件、条例の一部を改正する条例制定６件、規約の一部変更１件、補正予算関連９件、請願１件、陳情５件となっております。

　　したがいまして、議会運営委員会といたしましては、第１日目、12月11日火曜日を初日、本会議、本日でありますが、とし、２日目、12月12日と、３日目、12月13日は一般質問、第４日目、12月14日は各常任委員会、そして第５日と第６日目は土日のため休会とし、第７日目、12月17日月曜日は事務整理等で休会、そして第８日目、12月18日火曜日を最終日として本会議を開催をするとさせていただきたいと思います。

　　以上、会期を８日間とすることを提案をいたします。

　　以上であります。

○議長（目時重雄君）　お諮りいたします。

　　本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの８日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　ご異議はないものと認めます。

　　よって、本定例会の会期は８日間と決定いたしました。

────────────────────────────────────────────

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君）　日程第３、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長からの発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

　　まず、町長からお受けいたします。

　　町長。

○町長（細越　満君）　おはようございます。

　　本日は、第７回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

　　本日提出いたしますのは、議案として条例の制定及び一部改正８件、規約の一部変更１件と補正予算関係９件の計18件でございます。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

　　それでは、議案の審議に先立ちまして、９月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

　　初めに、今冬の雪対策、除雪体制についてご報告申し上げます。

　　去る７月25日に、今年度の小坂町雪対策連絡協議会を開催し、議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会、学校の代表から委員として出席いただき、今冬の活動方針や除雪計画を説明いたしました。

　　今年度の雪対策連絡協議会からの提案により、昨年度、今後の継続協議となっていた燃料費補助については、社会福祉協議会の「くらしの安心サポート推進事業」で貸し出しする除雪機及び軽トラックの燃料費を町が補助することにしました。貸し出し実績件数は少ないものの、こうした施策の積み重ねが質の高い除排雪につながるものと確信しております。

　　この他に、バス停周りの融雪やハンドガイド式除雪機購入補助や貸し出し、複数除雪車による間口除雪なども課題に挙がっており、今後継続して調査、研究、協議してまいります。

　　今冬の除雪体制は、昨年同様、町道主要路線につきましては、小坂まちづくり株式会社へ業務を委託し、大型除雪機の入れない狭隘路線と町道向陽線の歩道除雪については、町が直接業者と契約を結び実施いたします。

　　除雪路線、延長とも基本的には変更はございませんが、株式会社ネクスコ・メンテナンス東北に除雪委託していた町道新遠部線は、昨年度、路肩堆雪による狭隘でご不便をおかけしたことから、今年度は一部業務を直営とし、町がロータリー車により安全な車幅を確保することにいたしました。また、機械除雪が可能となった路線につきましては、地域の要望を聞きながらその都度対応してまいります。

　　さらに、町内道路の除雪がスムーズに進むように、国道、県道を管理しております秋田県とより一層連絡を密にしていきたいと考えております。

　　町では、議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、町民に優しい満足度の高い「安心・安全除雪」を目指してまいりますので、今後ともご指導、ご助言をお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

　　次に、平成30年度米の生産状況についてご報告申し上げます。

　　平成30年産の米生産については、昨年度まで実施されてきた生産調整が終了し、需要に応じた米生産に生産者みずからが取り組みを行う新たな枠組みとなる「生産の目安」を参考とする生産計画が始まりました。

　　最初に、主食用米の生産状況でありますが、秋田県から示された生産の目安をもとに、鹿角地域農業再生協議会で鹿角地域の生産の目安が算定され、その結果、小坂町の主食用米の目安数量は1,264ｔ、目安面積換算では238.9ha、目安率は56.4％となり、各農家には目安率に応じた個別の目安となる面積等をお知らせしました。

　　各農家には、通知した生産の目安を参考に水稲生産実施計画書を提出していただき、農林班では春、夏、秋の転作作物等取組状況の現況を確認した結果、町の主食用米の最終取組面積は201.4haとなり、生産の目安となる水準は達成いたしましたが、一部主食用米の生産をふやした農家もあり、昨年より20.9ha増えております。

　　次に、米の出荷状況についてですが、11月16日現在で10,449俵の出荷量となっております。農家からの予約申し込み数量は11,248俵でありましたので、出荷率は92.9％となりました。

　　また、当町の１等米比率は11月16日現在で90.2％であります。

　　なお、鹿角市は94％で、東北農政局発表の秋田県産水稲うるち玄米１等米比率は、10月末現在で94.9％となっております。

　　次に、交通死亡事故発生抑止2,000日達成についてご報告申し上げます。

　　町では、平成25年６月１日に交通死亡事故が発生して以降、町内での交通死亡事故は発生しておらず、11月23日に交通死亡事故ゼロの日数が通算で2,000日に到達いたしました。

　　この交通死亡事故発生抑止が2,000日間継続したことにより、秋田県知事表彰及び秋田県警本部長顕彰がなされ、その伝達式が来る12月13日に行われる予定であります。

　　このことは、町民一人一人が交通事故発生抑止への努力と日々を重ねてきた結果であり、皆様のご協力に感謝申し上げます。

　　町では、悲惨な交通死亡事故を撲滅するために、春、夏、秋、歳末と時期折々に警察、交通協会、自治会、学校等の関係団体と協力しながら、交通安全思想の普及と、注意喚起を継続的に実施してまいりました。このような町を挙げての運動が、交通死亡事故発生ゼロの積み重ねにつながってきたものと考えております。このたびの2,000日という記録達成は、町民全体の交通安全意識が高く、また、このことが広く深く浸透していることのあらわれと感じております。

　　今後につきましては、2,000日達成を一つの通過点と捉え、交通安全推進のために不断の努力をしてまいりたいとの決意を新たにし、町民全体で協力し合いながら交通安全運動を推進してまいる所存でございます。それがさらなる記録の積み重ねにつながっていくものと考えております。

　　以上で町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　次に、教育委員会教育長。

○教育長（澤口康夫君）　それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

　　最初に、今年度の全国学力・学習状況調査についてであります。

　　本調査は、小学校６年生と中学校３年生の全児童・生徒を対象に行われ、当町でも４月17日、小坂小学校６年生28名、小坂中学校３年生43名が受検いたしました。

　　結果は、小坂小学校では国語にやや課題が残るものの、算数、理科は平均正答率で全国平均を上回り、おおむね良好な結果でした。また、小坂中学校の平均正答率は国語、理科では全国平均を上回りましたが、数学Ｂの活用問題に課題を残しました。

　　小坂小・中学校ともこの結果を受け、基礎的、基本的な学習の定着に向け、「小坂スタンダード」に基づく授業改善や少人数での学習指導など、より丁寧な授業を進めております。

　　次に、第33回時事通信社教育奨励賞「優秀賞・文部科学大臣奨励賞」受賞についてであります。

　　小坂小・中学校は、時事通信社が「授業・保育の革新」や「地域社会に根差した教育」を実践する学校や幼稚園を表彰している教育奨励賞で、最高賞に当たる「優秀賞・文部科学大臣奨励賞」を小中一貫校として初めて受賞いたしました。

　　小坂小・中学校が取り組んでいる、子供の発達段階に応じた町の魅力発見、町内外でのＰＲ活動、町の活性化策の提案など、９年間を通して系統的に進めている「ふるさとキャリア教育」が優れた実践事例として高く評価されたものです。

　　子供たちや教職員の頑張りはもちろんですが、保護者の協力、地域の人の支援があっての受賞であり、町全体でいただいたものと思っております。

　　この受賞を力にして、町の未来の担い手育成を目標に、今後とも小中一貫教育のよさを生かした学校づくりを進めてまいります。

　　次に、12月９日に開催された康楽館演劇祭についてご報告申し上げます。

　　４回目となった康楽館演劇祭は、小坂小学校演劇クラブ、秋田県立大館桂桜高等学校、盛岡市の演劇ユニット「せのび」、黒子座きっずの演劇団体４団体と、小坂相撲甚句会に出演いただきました。

　　２年目となった小坂小学校演劇クラブは、音楽と語りが一体となった合唱劇「白いぼうし」を真剣なまなざしで演じてくれました。

　　秋田県立大館桂桜高等学校の作品は、コメディータッチでテンポもよく、観客の皆さんの笑いが絶えない楽しい芝居となりました。

　　また、本物の相撲の装束で登場した小坂相撲甚句会は、横綱谷風や小坂の名所を詠んだ甚句を披露し、会場は大いに盛り上がりました。

　　今回は多様な作品が多く、ご来場いただいた皆さんには飽きることなく楽しんでいただけたものと思っております。

　　今後も町民の皆さんとのかかわりを大事にして演劇祭を継続し、芸術文化の活性化を図ってまいります。

　　次に、第12回キャリア教育優良学校文部科学大臣表彰についてご報告申し上げます。

　　去る12月７日、文部科学省は、第12回キャリア教育優良教育委員会、学校及びＰＴＡ団体等文部科学大臣表彰について、その受賞校等を発表しました。

　　この表彰は、キャリア教育の充実発展に尽力し、顕著な功績が認められた教育委員会、学校及びＰＴＡ団体等に対してその功績をたたえ、文部科学大臣が表彰することにより、キャリア教育の充実を促進することを目的とするもので、受賞校等は各都道府県、指定都市教育委員会からの推薦を受け、文部科学省が決定したものです。

　　この中で、小坂小・中学校がキャリア教育優良学校として文部科学大臣賞を受賞することになりました。表彰式は１月18日に東京都内で行われます。

　　今年度、時事通信社教育奨励賞に次ぐ受賞となり、児童・生徒、教職員にとってさらなる大きな自信につながるものと考えます。学校と行政の一体となったまちづくりが多くのかかわりを生み、児童・生徒のコミュニケーション能力が向上しただけでなく、今年度の坂中フォーラムで発表したように、自分の生き方と関連づけた考え方ができるようになっており、そのことがキャリア教育の目指す姿として大きな評価をいただきました。

　　以上ご報告申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第４、議案第80号　七滝活性化拠点センター設置条例の制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第80号　七滝活性化拠点センター設置条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本条例案は、七滝活性化拠点センター設置に伴い、目的や使用料金等について制定するものであります。

　　提案しております内容は、七滝活性化拠点センターの管理、業務、使用料金等についてと、指定管理に関する条項を定めております。

　　なお、個別の事項につきましては、別に規則で定めることにしております。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私のほうから条例の主な内容を議案に沿ってご説明申し上げます。

　　あわせて、議案審議の参考の１ページもごらんください。

　　この設置条例は、旧七滝小学校の改修に伴いまして、新たな施設として利活用することから制定するものであります。

　　第１条では、設置及び目的として、産業の発展と町の活性化のために新規事業の創出を支援し、地域コミュニティーの振興及び福祉の向上に寄与することを目的として、七滝活性化拠点センターを設置すると定めております。

　　第２条には、名称及び位置を定めております。名称につきましては、地域の方から地域住民の暮らしが便利にあるいは元気にあるいは豊かになるようにという提案がありましたが、その意向をもとに、新たに事業等を展開される町内外の方々の拠点施設として、また、地域の方が集える場として整備し、この施設からにぎわいが創出されることを期待して、「七滝活性化拠点センター」としております。

　　第３条には、このセンターの事業として、新産業の創出及び企業の新分野への進出支援に関すること、拠点センター内企業間の連携及び地場企業間の連携活性化に関することを定めております。

　　第４条に、使用の許可、第５条に使用の不許可、第６条に使用許可の取り消し等を定め、第７条には、使用料の徴収として、このセンターの使用料を定めております。

　　議案審議の参考の１ページをごらんください。

　　１階の貸事務所は、部屋の面積により、１カ月当たりの使用料を２万円から５万円までとし、暖房使用料は実費としております。

　　２階の貸事務所は、部屋の面積は全て同じとなっていて、１室１カ月当たり２万円、また、シェアで使用できるように使用料を設定したほか、気軽に使用していただけるように一般の方向けの使用料も設けました。

　　なお、１階の地域交流スペースは、地域の方がいつでも利用できるよう無料としております。

　　第８条には、使用料の減免、第９条及び第10条には、将来指定管理者による管理が可能となるよう、指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲を、第11条には、損害賠償について定めております。

　　第12条には、必要な事項は規則等で定めることとしています。

　　なお、施行期日は公布の日としております。

　　以上で私からの説明は終わります。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

　　１番。

○１番（鹿兒島　巖君）　１点だけお伺いしておきます。

　　名称でありますが、略称を何か考えることはできないのか。やっぱり、地域の中で行事をするとき、場所を案内するときに、この名前ではなかなか取っつきにくいというか、そういう点がありますので、できれば誰でもが簡単な名称でそこの場所をわかる、そういう略称なんかを設けていただければと思うのですが、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　今、１番議員の提案でございます。

　　略称につきましては、この条例が制定された後に愛称という形で募集したいと考えております。今後、多分１月、２月あたりの広報等で周知しながら、３月までには決定したいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ありませんか。

　　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　第８条の使用料の減免でありますけれども、これは、町長は特に必要と認める者については使用料を減免することができると、こういう文になっていますけれども、どういうことが想定されるのかお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　すみません、ちょっと現時点で詳しいところまで、細かいところまでは定めておりませんが、いずれ規則等でその辺は示したいと思っておりますが、特に福祉の関係とかでご利用される場合につきましては、その辺は配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君）　10番。

○１０番（小笠原憲昭君）　多分、そういう答弁が返ってくるだろうと思うんですが、いずれにしても、これは町長の裁量で何でもできるというふうに読まれますので、やはりこれは規則とかそういうものできちんとして、特に議会にはどういうものでこの減免処置をしたという報告がきちんとなされていかなきゃいけないだろうと思うのです。そういう意味では、私は今苦言を呈したつもりで質問しておりますが、そういうお考えはありますか。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　今、議員がおっしゃられたとおりに、そういう形で減免をする場合につきましては、報告していきたいと思います。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題になっております議案第80号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第５、議案第81号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第81号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するものであります。

　　地方公務員法の改正では、「第24条第６項で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」とあったものが、「第24条第５項」と条項改正となり、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「小坂町職員の特殊勤務手当に関する条例」に関して、地方公務員法の規定に基づくことから、関係条例の一部を改正するものであります。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第81号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第６、議案第82号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第82号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　近年、当町においても熊が人里近くに出没しており、熊の目撃件数及び捕獲頭数が増加傾向になっております。これに伴い、鳥獣被害対策実施隊の出動回数もふえており、隊員の負担も大きくなってきております。

　　今後も、熊の出没による実施隊の有害駆除活動の重要性が高まってくることから、近隣の実施隊の報酬水準に見合うよう当町の実施隊の報酬の見直しを図り、実施隊の活動を支援するものでございます。

　　なお、有害駆除等に伴う出動手当については、小坂町猟友会への補助金で対応してまいりたいと考えております。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第82号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８３号～議案第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第７、議案第83号　小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第８、議案第84号　特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第９、議案第85号　小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを、関連がありますので一括議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第83号　小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第84号　特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号　小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

　　議案第83号の一般職の職員の給与条例の一部改正についてであります。

　　職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に給与条例の改定を行ってきております。

　　本年度も、人事院が８月10日に国家公務員の給与改定についての勧告を行い、それを受け政府は、その勧告どおり実施することを11月６日の閣議において決定いたしました。

　　また、秋田県人事委員会においても、10月11日に県職員の給与改定についての勧告を行い、秋田県ではその勧告に従った条例改正案を11月27日の秋田県議会に提出しました。

　　本議案で提案いたします改正内容でございますが、期末・勤勉手当の引き上げについて、秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものであります。

　　給料月額は、県内民間との較差や若年層に重点を置いて引き上げ、これに基づき改める給料表はことし４月１日から適用されるものでございます。

　　期末・勤勉手当については、一般職員の年間支給月数を0.1月、再任用職員は0.05月引き上げることとし、これまでの一般職員の年間支給月数を4.15月から4.25月に、再任用職員は2.2月から2.25月に改めるものであります。この引き上げ分は勤勉手当に追加し、平成30年度においては一般職員の現行の12月支給分に0.1月を、再任用職員は0.05月を追加し、平成31年度以降においては、現行の６月及び12月支給分がそれぞれ一般職員が2.125月、再任用職員が1.125月となるものであります。平成30年度分については、平成30年12月１日からの適用とし、平成31年度以降の分については、平成31年４月１日の施行とします。

　　以上の改定の内容については、小坂町職員労働組合との交渉を行い、了解を得たものでございます。

　　また、今回、現状に合わせるため歯科医師の給料表の追加及び初任給調整手当等の明記、基準職務６級の職務内容並びに55歳に到達した職員の昇給基準を一部改正しております。

　　議案第84号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

　　町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の支給月数を年間0.1月引き上げ、現行3.10月を3.20月とする規定に改めるものであります。

　　支給月数は、平成30年度においては現行の12月支給分に0.1月を加え1.65月に、平成31年度以降においては、現行の６月及び12月支給分がそれぞれ1.6月とするものであります。平成30年度分については、平成30年12月１日からの適用とし、平成31年度以降の分については、平成31年４月１日の施行といたします。

　　議案第85号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

　　議員の期末手当につきまして、常勤の特別職と同様に、職員に準じて期末手当の支給月数を年間0.1月引き上げて支給する規定に改め、各支払期での支給月数及び適用・施行期日も常勤の特別職と同様でございます。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私のほうから詳細につきまして説明いたします。

　　議案審議の参考の４ページ、５ページに今回の改正の概要を、６ページから28ページまで改正にかかわる新旧対照表を掲載しております。

　　４ページ、５ページの概要資料を用いて今回の改正の内容を説明申し上げます。

　　今回の主な改正につきましては、国の人事院及び秋田県人事委員会の勧告に準拠し行うものであります。

　　議案第83号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、平成30年の給与改定と歯科医師に対応した見直し等を規定いたしております。

　　（１）の改正条例第１条の①行政職給料表の改正であります。公民較差の是正及び若年層職員の引き上げに重点を置き、おおむね1,000円前後で引き上げております。平成30年４月１日の適用としています。

　　②の勤勉手当の年間支給月数の変更についてです。これも、民間支給状況との均衡を図るため、一般職員分は年間4.15月を0.1月引き上げ4.25月とするものであります。勤勉手当を0.1月引き上げます。平成30年度においては、既に６月期分を支給済みでありますので、引き上げ分につきましては、12月期支給分に上乗せして行います。再任用職員につきましても、勤勉手当を0.05月引き上げ、12月期分に上乗せして支給するため、平成30年12月１日の適用といたします。

　　（２）の改正条例第２条の期末勤勉手当の年間支給月数の変更についてであります。

　　５ページをお開きください。

　　平成31年度以降の支給月数について、一般職員の期末勤勉手当の６月期及び12月期の支給割合を変更し、それぞれ期末勤勉手当を合わせて2.125月ずつとしています。再任用職員についても同様に1.125月に変更し、どちらも平成31年４月１日の施行といたします。

　　（３）の改正条例第３条の①医療職給料表の追加についてです。歯科医師の給料表につきましては、今まで国の法律に準じていましたが、今回新たに給料表を追加するものであります。

　　②の初任給調整手当の支給職員の明記につきましては、歯科医師に対する初任給調整手当の額及び期間を新たに条例に明記し月額30万6,900円、あと期間は、採用の日から35年以内とするとするほか、条文の整理を行っております。

　　（４）の改正条例第４条の等級別基準職務表の改正についてです。給料表の６級に該当する職務の内容を改正するものであります。

　　（５）の改正条例第５条の初任給の決定及び昇給の基準等についてであります。55歳に達した職員の昇給について、国の人事院及び秋田県人事委員会の勧告に準じて改正するものであります。

　　以上、（３）、（４）、（５）につきましては、平成31年１月１日施行といたします。

　　また、職員の勤勉手当の年間支給月数の改正に伴いまして、議案第84号で町長、副町長、教育長の特別職の、議案第85号で小坂町議会議員の期末手当の年間支給月数も改正しております。

　　以上で、私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　これより議案第83号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第83号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

　　続いて、議案第84号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第84号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

　　続いて、議案第85号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第85号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君）　起立多数であります。

　　よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第10、議案第86号　金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第86号　金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本条例の一部改正は、金属鉱業研修技術センター職員住宅５棟８戸のうち、４棟６戸を町民等の入居希望者向けに活用するため、用途廃止しようとするものであります。

　　詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（伏見俊一君）　それでは、私のほうから金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

　　議案審議の参考29ページをお開きください。

　　右側の旧、別表１で、現状では金属鉱業研修技術センター職員住宅は世帯向けの一般用が２棟２戸、単身者用が３棟６戸で、合わせて５棟８戸ございます。これを左側の新、別表１のように、単身者用２戸を除いて４棟６戸を削除し、用途廃止しようとするものでございます。

　　廃止の理由は、当該住宅につきましては、単身者用１棟を除いて数年間、金属鉱業研修技術センター職員の入居がなく、空き家状態が続いていたことから、ことし８月に金属鉱業研修技術センター事務局長や入居者に同席をいただいて話し合いを持ちました。その席で、今後も新たな入居予定がないことを確認し、用途廃止の同意を得られたことから、この際センター職員向けの用途を廃止し、町単住宅とすることでニーズの高い戸建て住宅の一般入居希望者向けに活用できることから、条例の一部改正を提案した次第でございます。

　　なお、残る単身者用住宅１棟２戸につきましても、現在入居中の１世帯が退去となり次第、同様の用途廃止を予定しております。

　　以上、簡単ではございますが詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題になっております議案第86号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第11、議案第87号　小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第87号　小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本議案は、南あけぼの住宅３棟12戸、向陽住宅２戸及び七滝住宅１戸の用途廃止並びに金属鉱業研修技術センター職員住宅６戸を町単住宅へ用途変更し、町が管理する住宅戸数を改正しようとするものでございます。

　　詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　建設課長。

○建設課長（伏見俊一君）　それでは、小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

　　議案審議の参考30ページをお開きください。

　　右側の旧別表、町営住宅の欄で、上から２段目の南あけぼのの欄の112を、左側新別表では100と、12戸減らしております。これは、平成26年度に策定した小坂町公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい南あけぼの住宅は用途廃止の方針であることから、南あけぼのの住宅３、８、12号の３棟12戸全ての入居者が退去したことに伴い、11月までに解体したことによるものでございます。

　　また、旧別表、単独住宅で、下から２、３段目にある向陽住宅２戸と七滝住宅１戸につきましても、各戸の入居者が退去したことに伴い、新別表１では削除するものであります。削除する３戸につきましても、長寿命化計画に基づきまして、来年度解体予定でございます。

　　金属鉱業研修技術センター職員住宅につきましては、左側の新別表の単独住宅の一番下の段に山手住宅と名称を変えて６戸追加しております。

　　先ほどご審議いただいた金属鉱業研修技術センター職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でご説明申し上げましたとおり、全５棟８戸のうち、用途廃止する４棟６戸を一般入居者向けに活用するため、町単住宅へ用途変更し新たに追加するものでございます。

　　これらの合計では、町営住宅と単独住宅を合わせた433から15戸減り、６戸ふえたことからトータルで９戸減って、管理戸数を424戸にしようとするものであります。

　　以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　ただいま議題になっております議案第87号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第12、議案第88号　秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第88号　秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

　　構成団体であります大仙美郷環境事業組合が平成31年３月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び教育委員会に関する規定の削除、財産区の非常勤職員公務災害補償に関する規定の明記などの整備を行うため、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

　　これをもって質疑を終結いたします。

　　これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

　　これをもって討論を終結いたします。

　　これより議案第88号を採決いたします。

　　この採決は起立によって行います。

　　議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君）　起立全員であります。

　　よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

────────────────────────────────────────────

◎議案第８９号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第13、議案第89号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第89号　平成30年度小坂町一般会計補正予算（第４号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　今回の一般会計補正予算では、歳出において、民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金などのほか、山手住宅改修及び小坂小学校空調設備整備などに係る経費を新たに措置いたしました。また、給与改定等に伴う人件費、特別会計の予算補正に対応した繰出金などの調整を行っております。

　　歳入では、事業の執行に伴う国県支出金等の確定などに伴う財源調整を行っているほか、一般財源として普通交付税及び特別交付税を措置しております。その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ１億1,957万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を43億9,975万8,000円にするものであります。

　　第２条では、地方債の補正として、先ほど述べました山手住宅改修事業と小坂小学校空調設備整備事業について、その財源として起債を充当し、借入限度額の総額に5,500万円を追加して５億1,597万6,000円に変更しております。

　　詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　総務課長。

○総務課長（山崎　明君）　それでは、私のほうから一般会計補正予算（第４号）の詳細について説明いたします。

　　歳出から説明いたしますので、10ページをお開きください。あわせて、項目ごとにかかわる歳入についても説明いたします。

　　まず、１款１項１目議会費では、先ほど可決いただきました議員の議員報酬等の改定に伴う議員期末手当24万8,000円、職員の給与改定に伴う増で５万9,000円をそれぞれ追加しています。この後の各項目においても、給与改定等による職員人件費を調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

　　２款総務費、１項総務管理費、４目財産管理費です。11節の修繕料は、庁舎管理の修繕に不足が見込まれることから30万円を追加するものです。

　　17節土地購入費は、上小坂地内にある秋北バス操車場の北側の土地を売却するに当たり、北側の民有地との境界に町が設置した水路があり、その水路様式を購入する必要があることから、54.73㎡を47万7,000円で購入するものであります。

　　５目企画費です。

　　19節の生活バス路線運行費と補助金1,530万3,000円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は上向七滝線分190万6,000円、花輪線1,057万7,000円、大館線282万円となっております。前年度との比較では、全体で60万円の減となっております。

　　住宅購入改修費補助金は、定住目的で空き家を購入しそれを改修する場合、または新築住宅を建築する場合に、その費用に対し１件当たり60万円を限度として助成するものとして、当初予算で３件分の180万円を計上していましたが、申し込み件数に対応して今回の補正で３件分、180万円を追加するものです。

　　財源内訳欄の国・県支出金の95万3,000円は、上向七滝線の生活バス路線維持費県補助金分です。

　　６目電子計算費です。

　　11節は、庁内各部署で使用しているプリンターの使用増により、トナーの不足が見込まれることから、消耗品費に41万9,000円を追加するものです。

　　13節の業務委託料74万4,000円は、メーカー保証期間満了による中間サーバーコネクターの機器保守と、現在使用している総合行政ネットワークの第３次ＬＧＷＡＮを第４次ＬＧＷＡＮに切りかえるための移行作業業務にかかわるものです。

　　19節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金197万4,000円は、既に共同運用している地方税共通システムの対応、年金生活者支援給付金支給準備、国民年金第１号保険者の産前産後期間の保険料の免除、国民年金法に基づく届出書の電子媒体及び様式統一化の実施、障害者自立支援給付支払システム改修にかかわるものです。

　　財源内訳欄の国・県支出金の144万7,000円は、介護報酬会計等に伴うシステム改修に対する２分の１の78万7,000円と、国民年金に関するシステム改修に対する10分の10の66万円の国庫補助金です。

　　８目バス運行費では、財源振替として町営バス野口線が地域内フィーダー系統確保維持費補助金の対象となり、91万1,000円を措置したものです。

　　９目町史編さん費です。

　　７節の賃金は、当初予定していた事務補助員分を全額144万4,000円減額しています。

　　３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費です。

　　28節は、国民健康保険特別会計に対する繰出金として、人件費の調整により３万7,000円を追加しています。

　　２目高齢者福祉費の13節業務委託料の79万7,000円は、特別養護老人ホームへの緊急入所措置分28万円、十和田湖地区福祉サービス利用支援追加分25万円、生活管理指導短期宿泊支援追加分26万7,000円をそれぞれ追加したものです。

　　４目医療給付費では、財源振替として福祉医療器費返還金4,000円と、後期高齢者医療療養給付費過年度返還金613万8,000円を措置したものです。

　　５目障害者福祉費では、看護師等賃金に不足が見込まれることから16万5,000円を追加しました。

　　財源内訳の国・県支出金欄の２万3,000円は、県からの権限委譲交付金が確定したことにより追加するものです。

　　７目介護保険費では、介護保険特別会計保険事業勘定分の人件費調整等の予算補正に伴い、105万4,000円を追加しています。

　　２項児童福祉費、１目児童福祉総務費では、財源振替として県からの権限委譲交付金が確定したことにより7,000円を措置したものです。

　　２目児童運営費の13節児童運営費委託料は、私立保育所及び広域入所分等の実績見込みにより1,412万円を追加しています。

　　財源内訳の国・県支出金の1,079万2,000円の増は、保育委託に係る国及び県負担金1,039万3,000円、すこやか子育て支援事業県補助金39万9,000円を計上したものです。

　　３目児童福祉施設費の11節印刷製本費は、七滝保育所の閉所に伴う記念誌等の印刷として34万2,000円を措置しました。

　　12ページに移ります。

　　４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費の19節では、鹿角広域行政組合負担金の今年度分の確定により、衛生費分135万2,000円を増額しました。これは、平成29年度決算確定に伴い繰越金を計上しましたが、ごみ処理場の燃料費及び焼却炉破損補修による増などが主な要因となっております。あんしん医療連携事業負担金の２万2,000円は、今年度の年末年始から在宅当番薬局の開局を始めることから、その一部負担を措置したものです。かづの厚生病院医師確保対策支援補助金は、10月から週４日体制で診療を行うために、大館市立病院、秋田大学、岩手医科大学から医師を派遣してもらうための支援として43万円を追加しています。

　　５目母子保健指導費の13節業務委託料は、今年度からスタートした新生児聴覚検査の単価が上がったことから、不足分として６万5,000円を措置しました。

　　３項１目診療所費は、歯科診療所特別会計予算の今回の補正による収支調整にかかわる繰出金を34万円追加したものです。

　　６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費です。

　　１節の鳥獣被害対策実施隊員報酬は、熊対策等により隊員の出動回数がふえたことから、11万円を追加しました。財源内訳では、当初予算で加工用バレイショの売り上げ収入を120万円としていましたが、作付結果が思わしくなく、当初より低い価格での売り払いとなったことから100万円減額しています。

　　５目農業経営基盤強化促進対策費では、機構集積協力金を実績見込みにより140万円を追加し、財源として同額を国・県支出金に計上しています。

　　６目農地費では、ことし８月の豪雨により、砂子沢地区の農業用水路が被害を受け、県の農地・農業用施設小災害支援事業の適用となったことから、町としても事業費の２分の１を支援するため、農地・農業用施設災害復旧事業補助金として20万円を措置しました。

　　７目バイオマスタウン推進費では、今年度の菜種の買い取り量が確定したことから、資材費17万円を減額しました。

　　２項林業費、１目林業振興費です。平成31年度から森林環境譲与税が県及び市町村に交付されますが、その使途は、間伐や路網といった森林整備、人材育成担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発となっていて、そのためにはまず、町内の林地台帳の整備や森林経営計画の作成が必要とされています。そこで、13節の業務委託料には林地台帳原案のデータ修正分として80万2,000円、19節交付金には森林整備地域活動支援事業補助金として76万円をそれぞれ措置しました。狩猟免許等取得費補助金は、実績見込みより19万円減額しています。

　　財源内訳の国・県支出金は、森林整備地域活動支援事業補助金に対して、４分の３の県補助金57万円を措置しています。

　　７款１項商工費、３目観光費です。

　　８節報償金、９節費用弁償及び職員普通旅費、13節業務委託料のうち16万3,000円、14節諸利用料の計72万円の減額は、３Ｄを基軸とした交流拡大事業に対する交付金の確定によるものです。

　　13節の業務委託料の43万7,000円は、外国人観光客受け入れ体制整備事業に対し交付金が不採択となったことから減額しています。

　　財源内訳の国・県支出金は、この事業費変更等に伴い、東北観光復興対策交付金122万4,000円を減額しています。

　　４目康楽館費です。

　　13節の業務委託料は、康楽館歌舞伎大芝居公演の事業終了による清算として147万4,000円を減額しました。

　　18節の庁用器具費は、舞台音響スピーカーの更新が必要となったことから150万8,000円を措置しました。

　　財源内訳欄のその他欄の459万9,000円の減は、康楽館歌舞伎大芝居公演の観劇券収入等の清算によるものです。

　　14ページに移ります。

　　５目小坂鉱山事務所費では、事務所内にあるあかしあ亭の厨房内が高温状態にある食中毒の可能性が高いことから、新たに厨房と配膳室へのエアコン設置として設備設置工事費265万7,000円を措置しました。

　　８目小坂鉄道レールパーク費です。

　　11節の修繕料は、あけぼののＡ寝台へのエアコン設置と、Ｂ寝台個室の雨漏り補修として200万円を追加しています。

　　15節では、レールバイク乗り場保守層工事が終了したことから、その清算として63万7,000円を減額するものです。

　　８款土木費、４項都市計画費、３目下水道費は、下水道事業特別会計補正予算に係る収支調整分として繰出金３万4,000円を追加しています。

　　５項住宅費、１目住宅管理費では、先ほど提案しました金属鉱業研修技術センター職員住宅４棟６戸を町単独住宅として活用するために、施設改修工事費として2,890万1,000円を措置しています。改修内容としましては、屋根、外壁はそのままで、床、壁、天井の張りかえと流し台、洗面化粧台を更新し、１棟１戸の３ＬＤＫは約650万円、１棟２戸の１ＬＤＫは１棟当たり約800万円の改修を予定しています。

　　財源内訳の記載欄の2,600万円は、この改修事業に対して秋田県振興資金を充当し、その他欄の11万3,000円は町単住宅の過年度使用料を追加しています。

　　９款１項消防費、１目常備消防費です。ここでは、鹿角広域行政組合の消防費に係る負担金を調整により434万3,000円減額しています。

　　２目非常備消防費では、消防団員退職家庭慰労金に不足が生じたことから、報償金に25万1,000円を追加しました。

　　10款教育費、１項教育総務費、３目教育助成費です。ここでは、外国語指導助手が今年度交代したことにより重複期間が生じたことから、報酬を9,000円追加しました。

　　２項小学校費、１目学校管理費です。

　　１節報酬では、学校薬剤師の執務回数がふえたことから7,000円を追加しました。

　　11節の燃料費では、小坂小学校で使用しているＡ重油単価の増により不足が見込まれることから20万8,000円を追加しています。

　　13節の設計委託料は、小坂小学校の普通教室８室と学習室６室にエアコンを設置するために、283万8,000円を措置しています。

　　15節の設備設置工事費は、エアコン増設と電源工事として3,268万円を措置しています。

　　財源内訳の国・県支出金には、国の第１次補正予算に計上されていた学校施設環境改善交付金に申請した645万3,000円を、起債にはその補正予算債として2,900万円を充当しています。

　　３項中学校費、１目学校管理費です。

　　７節は、町の賃金単価改定に伴う不足分11万1,000円です。

　　18節では、平成31年度からの道徳教科化により、それに対応した教師用教科書、指導書の購入費用として、補助費に８万5,000円を措置しました。

　　財源内訳の国・県支出金は、報酬をさらに計上していた理科教材に理科教育設備整備費等国庫補助金が新たに交付されたことから、10万3,000円を措置しました。

　　２目教育振興費では、今後開催されるスキー大会や、吹奏楽アンサンブル大会への出場の対応分などとして、各種大会派遣費補助金230万7,000円を追加しています。

　　４項社会教育費、３目芸術文化振興費では、今年度予定していた中小路の館の土台、土壁、台所修繕の事前調査に時間を要したため、年度内での発注ができなくなったことから、修繕料116万6,000円を減額しています。

　　４目社会教育施設管理費です。

　　11節の燃料費は、セパームの灯油単価のアップ等により不足が見込まれることから、45万7,000円を追加するものです。修繕料には、セパームの非常用発電機のバッテリー期限切れ及び動作不良による交換、修繕が必要となったことにより121万8,000円を措置しました。

　　15節には、セパームの環境整備として、男子ロッカー室の給湯器交換、南側の外構整備としての花壇撤去及び軒下の舗装工事を実施するために、施設改修工事費に135万円を措置しました。

　　６目図書館費では、セパーム同様、灯油単価のアップ等により不足が見込まれることから、燃料費として10万8,000円を追加するものです。

　　７目郷土館費についても、11節燃料費に18万円を追加しました。

　　５項保健体育費、１目保健体育総務費では、12月23日開催予定のアカシアスプリントクロスカントリースキー大会への補助金20万円を計上しました。

　　16ページをお願いします。

　　２目体育施設費では、現在工事が実施されています向陽体育館の防災機能強化事業にあわせて、照明器具をＬＥＤに交換するために662万3,000円を措置しています。

　　３目屋外温水プール費では、地下油槽にＡ重油を補充するために予算不足が生じたことから、燃料費40万円を追加しています。

　　４目学校給食費には、給食残渣収集に係る業務委託料６万7,000円を追加しています。

　　続きまして、歳入で措置した一般財源について説明いたします。

　　７ページをお開きください。

　　９款１項１目地方交付税において、今回の補正予算における一般財源として普通交付税1,237万3,000円と、特別交付税3,010万6,000円を措置しました。

　　次に、５ページをお開きください。

　　地方債補正として、山手住宅改修事業に係る起債発行額2,600万円と、小坂小学校空調設備整備事業に係る起債発行額2,900万円を追加し、限度額総額を５億1,575万6,000円とするものです。

　　以上で、一般会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君）　議案第89号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９０号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第14、議案第90号　平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第90号　平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも３万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を６億5,328万5,000円にするものであります。

　　歳出補正の内容は、給与改正による人件費３万7,000円を追加し、保険給付費のうち、一般被保険者等療養給付費を550万円減額して、増額が見込まれる退職被保険者等療養給付費を550万円増額、一般被保険者高額療養費を80万円減額し、増額が見込まれる退職被保険者高額療養費を80万円増額するものでございます。

　　歳入につきましては、給与改正による人件費増額分として一般会計繰入金を３万7,000円追加するものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第90号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９１号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第15、議案第91号　平成30年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第91号　平成30年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも１万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,628万4,000円にするものであります。

　　歳出につきましては、歳入の調整として、２款後期高齢者医療広域連合納付金へ１万1,000円を追加するものであります。

　　歳入につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、４款繰越金へ１万1,000円を追加するものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第91号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９２号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第16、議案第92号　平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第92号　平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　保険事業勘定の既決予算額に、歳入歳出とも105万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億8,829万2,000円にするものであります。

　　歳出補正の内容は、１款１項１目一般管理費において、介護保険及び地域包括支援センターの事務補助員の賃金及び社会保険料として85万5,000円を追加し、担当職員の人件費19万9,000円を追加するものでございます。

　　歳入につきましては、歳出補正に対する充当分として、一般会計繰入金105万4,000円を追加し調整しております。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第92号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９３号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第17、議案第93号　平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第93号　平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第２号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,449万3,000円にするものであります。

　　歳出補正の内容は、１款１項１目総務費において、給与改定等に伴う職員人件費に34万円を追加しております。

　　歳入補正の内容は、歳出増に伴い、３款一般会計繰入金へ34万円を追加し調整しております。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第93号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９４号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第18、議案第94号　平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第94号　平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも３万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億1,579万6,000円にするものであります。

　　歳出補正の内容は、給与改定に伴う人件費の増額によるもので、下水道管理費に３万4,000円を追加するものであります。

　　あわせて、歳入で一般会計繰入金に３万4,000円を追加するものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第94号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９５号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第19、議案第95号　平成30年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第95号　平成30年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも67万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を242万9,000円にするものであります。

　　歳入は、平成29年度の本会計決算において生じた歳入歳出差引額67万5,000円を全額予算化するため、２款１項１目に繰越金67万5,000円を追加したものでございます。

　　歳出は、小坂財産区特別会計の健全な財政運営を図ることを目的とした小坂財産区財政調整基金に、今回歳入で措置した繰越金相当額を積み立てるものであります。この積み立てにより、本基金の年度末残高は1,602万8,000円となる見込みであります。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第95号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９６号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第20、議案第96号　平成30年度小坂町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

　　職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○町長（細越　満君）　議案第96号　平成30年度小坂町水道事業会計補正予算（第１号）について、提案理由をご説明申し上げます。

　　本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決額に３万6,000円を追加し、同費用の総額を２億4,481万1,000円にするものであります。

　　その内容は、給与改定に伴う人件費の増額によるもので、総係費に３万6,000円を追加するものであります。

　　また、人件費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費を500万6,000円に改めるものであります。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第96号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎議案第９７号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第21、議案第97号　平成30年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

　　職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

　　町長。

○議長（目時重雄君）　議案第97号　平成30年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

　　法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第６条において、基準外の繰り入れを行う場合は繰り入れについて議会の議決を得ることとされております。

　　今回の小坂町下水道事業特別会計補正予算において人件費の調整により、その財源として一般会計から繰入金を増額したことから、その額を「１億2,184万7,000円以内」を「１億2,188万1,000円以内」に改めるものでございます。

　　以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君）　議案第97号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

────────────────────────────────────────────

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

　　本日はこれをもって散会いたします。

　　なお、次の本会議は12月12日午前10時から再開し、一般質問を行います。

　　お知らせします。午後１時からこの場で全員協議会を開催し、諸会議の報告等をしたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

散会　午前１１時５８分